

## 株式等の収入の取扱いが変更となります

これまで株式投資を行っている被扶養者については、株式の額面にかかわらず、継続投資を行う意思がある場合は被扶養者認定を行わないこととしておりましたが、資産運用を取り巻く状況の変化を考慮し、下記のとおりとしますのでご確認くださいませようお願いいたします。

また、株式以外の収入についても、下記のとおりとなりますので、併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 対象となる収入の種類

対象となる収入については、株式、投資信託、債券、外国為替証拠金取引（FX）、先物取引、暗号資産等（以下「株式等」という。）の資産運用に係るものとなります。

#### 2 株式等の収入の考え方

株式等の収入については、「取得費」をその収入を得るために「直接必要と認められる経費」とし、「取得費」を控除した金額とします。

※ 株式等の収入＝譲渡による収入金額－取得費（取得価額）となります。

#### 3 株式等の収入確認書類について

被扶養者に係る株式等の収入確認書類は次の書類となります。個々の状況によってはこれ以外の収入確認書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

確定申告をされる方	確定申告が不要の方
<ul style="list-style-type: none"><li>・確定申告書の写し</li><li>・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の写し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・所得証明書または情報連携に係る同意書</li><li>・年間取引報告書の写し</li></ul>

#### 4 株式等の収入がある方の被扶養者認定または取消となる事実の発生日

事業収入がある方と同様に、確定申告書を税務署等で受け付けた日をもって、認定または取消を行うものとします。確定申告をされない方については、年間取引報告書等の日付をもって認定または取消を行うものとします。

#### 5 保有している株式等を譲渡した場合の取扱い

1年間（1月から12月まで）で一度にすべての株式等を譲渡した場合は、一時的な収入とみなし、譲渡した日以降は株式等の収入がないものとして取り扱います。ただし、1年間で複数回にわたってすべての株式等を譲渡した場合については、一時的な収入と

はみなしません。

## 6 新規認定者に株式等の収入がある場合の取扱い

事業収入がある方と同様に、認定を申請する時点における最新の確定申告書等を確認し、その時点で基準を満たす場合には認定するものとします。

(例1) 令和3年分確定申告書の株式等の収入が基準額\*以上  
令和4年分確定申告書の株式等の収入が基準額\*未満  
⇒令和4年分確定申告書の受付日をもって認定可。

(例2) 令和3年分確定申告書の株式等の収入が基準額\*未満  
⇒株式投資を行っていることから、新しい取扱いの適用日である令和4年4月1日から認定可。

(例3) 株式等の収入を含め基準額\*以上の収入があったが、保有していた株式等をすべて譲渡したことにより基準額\*未満の収入となった場合  
⇒すべての株式等を譲渡したこと及びその日付等が確認できる場合は、譲渡した日から認定可。

※基準額…株式等以外の収入も含め130万円未満。ただし、その収入の全部もしくは一部が障害を支給事由とする年金である場合または60歳以上で年金を受給されている場合は180万円未満。

## 7 株式等の収入がマイナスとなった場合の取扱い

株式等の収入がマイナスになった場合でも、事業収入がある方と同様に0円として計算することとします。

## 8 配当金の取扱い

株式等を保有している場合の配当金の取扱いについて、これまで通り、被扶養者の収入に含めることとなります。

## 9 適用開始日

令和4年4月1日

## 10 取扱いの掲載について

本取扱いについては、令和4年度版被扶養者認定に係る基準及び取扱いに掲載します。

担 当：保健課 資格担当 TEL：055-232-7311
----------------------------------